

E－B I K Eを活用したモニターツアー事業の委託に係る 企画提案型プロポーザル実施要領

この要領は、県・市町・民間団体等で組織する愛媛県自転車新文化推進協会が契約・実施するE－B I K Eを活用したモニターツアー事業の企画提案型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 目的

年齢・性別に関係なくサイクリングを楽しめるE－B I K E利用者の裾野が広がる中、欧米では日常では味わえない体験を求め、人工物が少なく、自然豊かな山間部の登山道や丘陵部の未舗装区間を走るE－マウンテンバイクの人气が急上昇している。

今後、本県におけるE－B I K Eの更なる普及を図っていく上で、E－マウンテンバイクを実際に体験し、魅力を知ってもらうきっかけをつくるため、県内の魅力あふれるコースでE－マウンテンバイク等を活用したモニターツアーを実施する。

2 業務の概要

- (1) 名 称 E－B I K Eを活用したモニターツアー事業
- (2) 内 容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 期 間 契約締結の日から令和7年3月末まで
- (4) 予算額 金4, 0 0 8, 0 0 0円以内(消費税及び地方消費税額を含む)

3 企画提案の参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 愛媛県内に事務所(本社、支社、営業所等)を有すること。
- (2) 愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。(又は、企画提案書提出時までに登録が予定されていること。)
- (3) 愛媛県から入札参加指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者が(1)から(6)、構成員は上記(2)から(6)の資格要件を満たすこと。また、構成員は単体で参加することはできない。

4 参加申し込み

参加を希望する業者は、令和6年6月15日(水)15時までに別添「企画提案型プロポーザル参加表明書(別紙①-1)」をF A X又は電子メールにて事務局へ提出すること。

なお、共同企業体による参加の場合には、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載した参加表明書(別紙①-2)、誓約書(別紙④)、委任事項(別紙④-1)及び協定書(別紙④-2の記入例参照)を提出すること。

また、資格要件を満たさない事業者に対しては、FAX又は電子メールにて通知する。

5 企画提案書

(1) 提出書類

①形式：原則としてA4判縦、横書き、左綴じ(着色・両面印刷可)

・「使用する言語、通貨及び単位」

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位

②内容：18ページ以内(片面を1ページとし、表紙を除く)

【内訳】

- ・概要(全体構成、PRポイント等)……………2ページ以内
- ・E-マウンテンバイク等を活用したモニターツアー
- ・その他の取組み(※他に提示できる内容がある場合に作成) } ……10ページ以内
- ・スケジュール……………2ページ以内
- ・収支計画書(又は経費見積書)……………2ページ以内
- ・事業実施体制……………2ページ以内

③その他必要書類：

- ・事業者概要(設立年月日、資本金、従業員数等)
※共同企業体の場合には、共同企業体組織の規定・会則等を別途提出のこと。
- ・類似事業の業務実績表(実施年度、事業名、事業発注元、事業概要を5件以内)
(別紙⑤)
※共同企業体の場合は、構成員それぞれの実績内容を合計して10件以内

④備考

- ・提案書の表紙には、宛名「愛媛県自転車新文化推進協会会長」、タイトル「E-BIKEを活用したモニターツアー事業企画提案書」、提出年月日、会社名(正本のみ押印)を記載すること。
- ・1企業(共同企業体)につき各1提案
- ・質問がある場合は、別添「企画提案型プロポーザル質問票(別紙②)」により、令和6年5月15日(水)15時までに「13 問い合わせ・連絡先」あてFAX又は電子メールで送付すること。質問及び回答内容は企画提案型プロポーザルに参加する全社にFAX又は電子メールで送付することとする。なお、電話や来訪による口頭での質問は受け付けない。

(2) 提出部数

企画提案書 10部(うち正本1部)

(3) 提出期限及び提出先

提出日：令和6年6月7日(金) 15時まで(必着)に提出。

提出先：「13 問い合わせ・連絡先」まで持参するか、郵送とする。

6 審査

審査は企画提案書をもとに、審査会を設置し、書面審査を行う。

7 企画提案に必要な視点

(1) 発信性

インパクトあるプロモーションができる提案

(2) 訴求性

- ・モニターツアー内容(コンテンツの選択理由等)は、魅力的かつ、本県の魅力を最大限に生かした提案
- ・E-マウンテンバイクの特性に即したターゲットに対し訴求性のある提案

(3) 連携性

県及び県自転車新文化推進協会の事業や民間企業等との連携により内容の充実を図る提案

(4) 効果性

最大の効果が得られるよう、ベストなタイミング・組み合わせで業務を展開する提案

(5) 継続性

成果の把握、検証を通じて、今後の展開につながる提案

(6) 業務遂行の安定性

提案内容を着実に実施するための体制が構築された提案

8 審査結果

企画提案型プロポーザル審査会における審査を経て、文書で企画提案書を提出した事業者に通知する。

ただし、順位や採点結果等、審査内容については公表しない。審査結果についての異議申立ても認めない。

9 契約方法

(1) 本事業審査会の結果、最優秀提案者として評価した契約予定者と、提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。その際、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 仕様書は、本件業務の最低基準を示したものとする。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する委託契約書に添付される仕様書には、愛媛県自転車新文化推進協会と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。

(3) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次点となった者と契約内容について協議の上、契約

を締結する。

10 スケジュール

5月8日（水）	公募開始
5月15日（水）	参加意向表明書提出締切
6月7日（金）	企画提案書提出締切
6月中旬	審査会
6月中下旬	委託業者決定

11 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、愛媛県自転車新文化推進協会及び愛媛県自転車新文化推進協会が委託する別事業の受託業者等との連携を十分に図ること。
- (2) 企画提案の内容において可能な限り数値目標を設定すること。
- (3) 委託期間において、必要に応じて愛媛県自転車新文化推進協会との業務打ち合わせを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (4) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

12 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業及び経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書ができる体制を整えておくこと。
- (3) 提出された提案書については返却しないものとする。
- (4) 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、別添「企画提案型プロポーザル参加辞退届（単独参加の場合別紙③ー1、共同企業体参加の場合別紙③ー2）」をFAX又は電子メールで提出すること。

13 問い合わせ・連絡先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県自転車新文化推進協会 担当：矢野

（事務局：愛媛県観光スポーツ文化部自転車新文化推進課 企画推進グループ）

TEL 089-912-2239

FAX 089-912-2256

メールアドレス jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp

※電子メールでの提出の場合は、上記のアドレスに加えて

otsuka-keiji@pref.ehime.lg.jp

yano-arashi@pref.ehime.lg.jp

のアドレスにも送付するとともに、担当者の上席を宛先に追加の上、期間内に送付すること。

なお、受信確認のため、メール送付後は必ず電話連絡を行うこと。

担当者が、代表者である場合は、その旨メール本文に記載すること